

全国広告業団体連絡会議 規約

平成2年10月18日制定

第1章 名称と構成

第1条 本会は全国広告業団体連絡会議と称する。

第2条 本会は各地区広告業団体をもって構成する。

第2章 目的

第3条 本会は広告活動の改善向上を図り、広告業の健全な発達を期することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は前掲の目的達成のため次の事業を行う。

1. 広告業の経営合理化に関する研究およびその施策に関する情報の交換。
2. 広告取引の近代化に関する施策についての情報の交換。
3. 広告技術の改善向上に関する共同研究。
4. 広告に関する情報・資料の収集およびその利用の斡旋。
5. その他本会の目的達成のために必要な事業に関する協力、或いは共同の運動。

第4章 運営

第5条 本会の運営は加盟広告業団体の代表者によって行う。

連絡会議は年1回以上開催する。

連絡会議の議長は開催の都度互選により選出する。

第5章 会費

第6条 会費は必要に応じ、これを徴収する。

第6章 事務局

第7条 本会の事務を処理するために事務局を設ける。

第8条 事務局は日本広告業協会内におく。

全国広告業団体連絡会議 細則

平成2年10月18日制定

平成3年10月30日一部改定

(役員)

1. 本会の役員は、次の通りとする。

(1) 理事 6名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事とする。

3. 役員は、総会において、加盟広告業団体の代表者の中から互選により選任する。

4. 役員において、任期途中で加盟広告業団体の代表者を交替した場合は、後任の代表者がその残任期間において役員に就任するものとする。この場合、会長はその旨を次期総会に報告しなければならない。

5. 会長は、理事の互選によって定める。

6. 専務理事は理事会の総意を得て会長が委嘱する。

7. 専務理事に委嘱される理事は加盟広告業団体の代表者以外の者から選任することを妨げない。

8. 役員任期は、2年とする。ただし重任を妨げない。

(会費)

9. 加盟広告業団体は本会を維持するため、会費を負担する。

10. 会費は、年会費として、一律30,000円とする。

(事業年度)

11. 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

12. 設立当初の事業年度は平成2年10月18日から始まり、平成3年8月31日に終わる。